

事務連絡
令和3年11月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所
轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和3年度「全国いじめ問題子供サミット」の開催について

標記について、別添開催要項のとおり実施することとしました。

ついては、参加児童生徒のとりまとめ等をお願いします。

なお、できる限り多くの都道府県、指定都市に参加していただき、サミットの成果を全国に普及したいと考えておりますので御協力をお願いします。

(本件連絡先) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係 柁木, 小澤, 針山
いじめ対策支援係 知久, 宮本
いじめ・自殺等対策専門官 薮島
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話 03-6734-3298 (直通)
03-5253-4111 (内線 2583/3298)
FAX 03-6734-3735
E-mail stop-ijime@mext.go.jp

令和3年度 全国いじめ問題子供サミット開催要項

1 目的

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る問題である。子供たちの中でいじめに関する意識を高め、自らいじめの問題に取り組んでいくことが、いじめの未然防止、早期解決に効果的である。

子供自身の主体的な活動に積極的に取り組んだ地域や学校の児童生徒が集い、交流する機会を設けることにより、このような活動の中心となるリーダーを育成するとともに、全国各地で創意工夫を凝らした多様な取組を一層推進する。

2 主催

文部科学省

3 本サミットのテーマ

コロナ禍の学校生活で、私たちが感じた思い

① コロナ禍によって、学校や家庭での生活が大きく変化しました。

- ・コロナ禍によって、いじめ問題を含む、人と人との関係が変化したと感じましたか。

【認識の共有】

- ・コロナ禍でも変わらなかったものはどんなことでしょうか。【認識の共有】

- ・人と人の中には、どんなことが大切だと感じたか考えよう。【課題整理】

② どんな時でも、誰に対しても、私たちが大切にしたいと感じた想いを発信しよう。

4 開催日程等

(1) 開催日程 (※参加者数によって内容や時間等の変更の可能性あり。)

令和4年1月22日(土) 10時30分～16時45分

10:00 受付(～10:30)

10:30 開会行事(大臣メッセージほか) ※予定

10:40 グループ協議① : コロナ禍で感じたいじめや人間関係について協議

12:05 昼食・休憩

13:05 ゲスト体験談(動画配信クリエイター予定)

13:20 グループ協議② : 協議①を踏まえたメッセージ動画の作成

15:00 ポスターセッション

16:20 ※ゲストによる講評

16:30 閉会行事 (終了予定16:45)

(2) 会場

文部科学省東館3階講堂 (東京都千代田区霞が関三丁目2番2号)

5 募集人数

いじめ問題に積極的に取り組んでいる地域や学校の小学生、中学生を対象として、

各都道府県教育委員会については3名以内（国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び株式会社立学校の参加者を含む。）、指定都市教育委員会については2名以内の児童生徒を推薦する。

ただし、推薦の状況により、再度、募集する場合がある。

なお、引率者は、教育委員会職員、出席児童生徒の在籍する学校の職員とし、出席する児童生徒数を上回らないものとする（教育委員会職員は、必ずしも出席を要しない。会場の関係で保護者は出席できない。）。

6 参加申込

都道府県・指定都市教育委員会は、参加者及び引率者を取りまとめ、参加者名簿（別紙）に必要事項を記載のうえ、令和3年12月24日（金）午後4時までに担当宛て電子メールにて送付すること（参加希望がない場合も別紙で報告すること。）。

なお、国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び株式会社立学校が出席を希望する場合は各都道府県教育委員会に申し出て調整を行うこととし（私立学校は私立学校主管部課、株式会社立学校は設置認可した自治体を經由する。）、報告は、都道府県教育委員会がまとめて行うこととする。

7 その他

- (1) ポスターセッションのテーマは特に指定しないので、各地域で課題となっていることや特色ある取組について具体的に示すこと。

なお、ポスターセッションでの発表は、任意ではあるが、児童生徒が広く情報を共有し、各々の地域で効果的ないじめ防止等の取組を実施する観点から積極的な参加を検討すること。発表を希望する場合は、別紙により報告するとともに、取組を模造紙1枚（たて）にまとめて、当日持参すること。

- (2) 報道発表を予定しているため、メディアに児童生徒の映像や氏名が公開される場合があることについてあらかじめ周知すること。

また、今年度はグループ協議②で、児童生徒たちが作成したメッセージをByteDance株式会社（TikTok Japan）協力のもと、メッセージ動画の撮影や編集及び配信を行う予定である。同時に文部科学省公式YouTubeチャンネルによる配信も行う予定である。

- (3) 児童生徒及び引率者の参加に要する費用（旅費、食事、宿泊費、保険料等）については、文部科学省からの予算措置はない。